

令和6年度 県・市町村による住宅建設等への支援制度

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
郡山市	環境部 環境政策課 気候変動対策推進室 (024-924-2731)	郡山市エネルギー3R推進事業	https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/54/2443.html	省エネルギー化	補助金	1 家庭用定置型蓄電池と住宅用太陽光発電システムのセット：補助対象経費以内の額で、上限13万円。 2 家庭用定置型蓄電池：補助対象経費以内の額で、上限10万円。 3 家庭用燃料電池（エネファーム）：補助対象経費以内の額で、上限5万円。 4 電気自動車充電設備（V2H）：補助対象経費以内の額で、上限5万円。 5 家庭用ヒートポンプ給湯機（エコキュート）：補助対象経費以内の額で、上限3万円。	市内に住居票があり、次に掲げる要件(1)又は(2)のいずれかを満たす方。ただし、初期費用0円モデル（リース契約等）による設置を除く。 (1) 補助対象設備が設置された新築住宅又は建売住宅を購入し、補助申請者による建物登記（権利部甲区受付年月日）が令和6年1月1日から令和7年2月28日までに完了した方 (2) 既設住宅に補助対象設備を購入し、補助対象設備の工事請負契約等の締結及び補助対象設備の設置が令和6年1月1日から令和7年2月28日までに完了した方 ※ただし、次に該当する方には補助金を交付できません。 ① 賃貸契約をした住宅に対象設備を設置した方 ② 郡山市税を滞納している方 ③ この補助金及び郡山市太陽光発電システム設置費補助金の交付を既に受けて対象設備を設置した方 ④ 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者
郡山市	保健福祉部 障がい福祉課 支援給付係 (024-924-2381)	日常生活用具給付等事業（住宅改修費助成事業）	https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/65/5394.html	バリアフリー化	補助金	市内に居住する障がい者等が住宅環境改善を行う場合1住宅につき1回20万円を限度に助成する。 ○手すりの取付け ○段差の解消 ○滑り防止又は移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更 ○出入りの円滑化のための引き戸等への扉の取替え ○排便の円滑化のための洋式便器等への便器の取替え ○その他上記に付随して必要となる住宅の改修工事	【対象者】 下肢若しくは体幹の障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する障害者等であってその障害の程度が3級以上のもの。
郡山市	保健福祉部 健康長寿課 生きがい支援係 (024-924-2401)	郡山市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/66/2994.html	バリアフリー化	補助金	高齢者の自立した在宅生活の継続を支援する。 ○本人及び世帯員全員が市民税非課税の場合は、対象経費の10分の9以内の額で上限18万円。 ○本人が市民税非課税で世帯員が市民税課税の場合は、対象経費の10分の5以内の額で上限10万円。 ○申請者が市民税均等割のみ課税の場合は、対象経費の10分の4以内の額とし、8万円を限度とする。	【対象者】 ○市内に住所を有し、かつ居住する65歳以上の市民税非課税、又は市民税が均等割のみ課税の高齢者の方（介護保険で要支援・要介護認定を受けている方を除く） ○現に居住する住宅が過去に住宅改修の助成制度を利用したことがない高齢者の方（本助成事業及び介護保険制度の住宅改修の助成事業の利用がないこと）
郡山市	建設部 住宅政策課 住宅企画係 (024-924-2631)	郡山市老朽空家除却費補助金	https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/128/5360.html	空き家	補助金	老朽空家の除却に要する費用の一部を補助する。 (工事費の1/2、上限50万円)	【対象者】 次のいずれかに該当し、本市の市税の滞納がなく、郡山市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団員等に該当しない個人 ①対象の空家の登記事項証明書に所有者として登録されている者（未登記の場合は、固定資産の登録証明書） ②①に規定する者の相続人
郡山市	建設部 住宅政策課 住宅企画係 (024-924-2631)	郡山市空家地域活用支援事業補助金	https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/128/5359.html	空き家	補助金	空家を地域活用の用途（10年以上）のために改修する場合、費用の一部を補助する。 (工事費の2/3、上限100万円)	【対象者】 次のいずれかに該当し、本市の市税の滞納がなく、郡山市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員又は暴力団員等に該当しない者 ①対象の空家の登記事項証明書に所有者として登録されている者（未登記の場合は、固定資産の登録証明書） ②①に規定する者の相続人 ③対象の空家を賃借し、①又は②に規定する者から同意を得て当該空家を地域活用用途に利用しようとする者
郡山市	都市構想部 公園緑地課 事業係 (024-924-2361)	郡山市緑あふれるまちづくり事業（緑化木交付）	https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/132/3256.html	その他	資材提供	緑あふれるまちづくりの一環として、戸建て住宅の新築・購入の記念樹として苗木をプレゼントする。10種類の苗木の中から1本選べる。	【対象者】 郡山市にお住まいの方で、住宅を新築又は購入されて1年以内に申請された方

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
郡山市	都市構想部 公園緑地課 事業係 (024-924-2361)	郡山市緑あふれるまちづくり事業(生垣設置助成)	https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/132/3259.html	その他	補助金	緑あふれるまちづくりの一環として、生垣を新設される方に設置に係る査定額の1/2(10万円限度)を助成する。	【要件】 ①市内に住所を有する個人等の宅地 ②幅員4m以上の道路に面し見通しのきく場所 ③設置延長3.0m以上 ④助成額は、現地検査して算出した額の1/2(最高限度額10万円) ⑤助成を受けるには、工事前の申請が必要
郡山市	都市構想部 開発建築指導課 建築審査係 (024-924-2371)	郡山市木造住宅耐震診断者派遣事業	https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/133/2314.html	耐震化	その他	耐震診断を希望する住宅の所有者等に対し、耐震診断者を派遣して、耐震診断及び耐震改修計画の作成を行う。 ○個人負担金20,000円(図面有りの場合) ○個人負担金35,000円(図面無しの場合)	【要件】 次の全ての要件を満たすこと ①昭和56年5月31日以前に建築された住宅 ②所有者等が自ら居住する住宅 ③申込者が郡山市税を滞納していないこと
郡山市	都市構想部 開発建築指導課 建築審査係 (024-924-2371)	郡山市木造住宅耐震改修促進事業	https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/133/2315.html	耐震化	補助金	耐震改修工事を行う木造住宅の所有者等に対し、その経費の一部を助成するため補助金を交付する。 ○一般耐震改修工事・・・耐震改修工事費用の80%(上限額100万円) ○簡易耐震改修工事・・・耐震改修工事費用の80%(上限額60万円) ○部分耐震改修工事・・・耐震改修工事費用の80%(上限額60万円) ○現地建替工事・・・工事費用の80%(上限額100万円)	【要件】 次の全ての要件を満たすこと ①昭和56年5月31日以前に建築された住宅 ②所有者等が自ら居住する住宅 ③耐震診断の結果、耐震基準に満たないと判断された住宅 ④申込者が郡山市税を滞納していないこと
郡山市	都市構想部 開発建築指導課 建築審査係 (024-924-2371)	郡山市ブロック塀等安全対策事業	https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/133/2318.html	耐震化	補助金	ブロック塀等撤去工事を行う所有者等に対し、その経費の一部を助成するため補助金を交付する。 次のうち、いずれか低い額の2分の1(上限10万円) ○補助対象工事に要した費用 ○撤去部分の面積1平方メートルあたり1万円を乗じた額	【要件】 倒壊のおそれがあるもので、かつ、以下の全ての要件を満たすこと ①建築基準法施行令第61条若しくは第62条の8の規定に適合するもの、又は昭和56年6月1日の際に現存し、若しくは工事中であったもの ②道に面し、高さが1メートル以上のもの ③申込者が所有者又は所有者の同意を得ている者であること ④申込者が郡山市税を滞納していないこと
郡山市	上下水道局 お客様サービス課 普及係 (024-932-7666)	水洗便所改造資金融資あっせん制度	https://www.city.koriyama.lg.jp/site/jougesuidou/5509.html	環境対策	利子補給	一戸建て：80万円以内、集合住宅及び共同住宅：200万円以内	①市民(法人対象外)で、下水道等の供用開始区域内にある居住目的の建物の所有者又は占有者(建物の所有者の同意を得た場合に限り) ②市県民税・固定資産税・都市計画税・国民健康保険税・軽自動車税・下水道受益者負担金又は受益者分担金の滞納がないこと ③連帯保証人1名要
郡山市	上下水道局 お客様サービス課 普及係 (024-932-7666)	特定環境保全公共下水道接続補助金交付制度	https://www.city.koriyama.lg.jp/site/jougesuidou/5507.html	環境対策	補助金	工事費の2/10(上限額20万円)	湖南地区特定環境保全公共下水道事業により供用開始となった区域内で以下の要件を満たす方 ①65歳以上の方のみで構成される世帯の方 ②市県民税が非課税又は均等割のみで構成される世帯の方 ③郡山市税等及び下水道受益者負担金、分担金の滞納が無い方
郡山市	上下水道局 お客様サービス課 普及係 (024-932-7666)	雨水活用補助金(雨力補助金)交付事業	https://www.city.koriyama.lg.jp/site/jougesuidou/5508.html	環境対策	補助金	浄化槽転用等雨水貯留施設：工事費の2/3で上限25万円(事業所等は40万円) 雨水浸透ます：工事費の2/3で上限2万5千円(建物1棟につき4基まで) 雨水貯留タンク：購入費の2/3で上限4万円(100L以上)	公共下水道全体計画区域内において、雨水流出抑制施設を自らの負担により設置する者
郡山市	上下水道局 下水道保全課 施設マネジメント係 (024-932-7663)	郡山市止水板設置等工事費補助金交付事業	https://www.city.koriyama.lg.jp/site/jougesuidou/5604.html	防災対策	補助金	浸水被害の軽減を図るため、住宅、店舗、事務所等に、止水板の設置及びその設置に伴う関連工事を行なう方に対し、補助金を交付する。 ○止水板設置に伴う関連工事の2分の1以内の額 ○一の建物等につき30万円を限度	【対象者】 郡山市内の浸水の被害があったと管理者が認める区域における建物等の所有者又は使用者で、浸水対策として止水板設置等工事を行おうとする者

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
須賀川市	企画政策部 企画政策課 シティプロモーション推進係 (0248-88-9131)	須賀川暮らし住宅取得支援事業補助金	https://www.city.sukagawa.fukushima.jp/ijyu/index.html	住宅新築・取得	補助金	県外から転入し、本市に定住する目的で住宅を取得する49歳以下の方に対して、取得費の一部を補助する。 ・補助基本額 70万円 ・補助金加算額 1 18歳未満の被扶養者がいる場合 最大30万円 2 市が行う新規出店・創業支援等事業の交付等の決定を受けている場合 10万円 3 住宅の建築を市内業者が請け負う場合 10万円 4 脱炭素化や省エネルギー化に関する認定を受けている場合 10万円 ※1～4で最大30万円 ※県事業に該当の場合、最大100万円の上乗せあり	【対象者】※以下の要件をすべて満たす方 1 県外から本市に転入し、自ら居住するために住宅を取得する方で、基準日時点で49歳以下の方。 2 県外から本市に転入後2年以内の方、または転入しようとする方で、本市に住所を移転する直近まで継続して3年以上福島県外に住所がある方 3 補助対象住宅に居住し始めた日の属する年度の翌年度から起算して、10年以上居住する方 4 市税及び公共料金等の滞納がない方 5 住宅取得後、3か月以内に居住する方 6 須賀川市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない方 【対象住宅】 1 建築基準法等の関係法令に適合していること 2 住宅の延べ床面積が、住生活基本計画で定める水準以上であること
須賀川市	建設部 建築住宅課 指導企画係 (0248-88-9151)	木造住宅耐震診断者派遣事業		耐震化	その他	木造住宅の耐震診断者派遣 個人負担8,000円	(以下の要件をすべて備えていること) 1 所有者が自ら居住している住宅(所有者は市税等の滞納がないこと) 2 昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅 3 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 4 建築基準法令に違反していない住宅 5 過去に市の補助事業による耐震診断を受けていない住宅
須賀川市	建設部 建築住宅課 指導企画係 (0248-88-9151)	木造住宅耐震改修助成事業補助金		耐震化	補助金	上部構造評点が1.0未満の住宅を1.0以上等に補強又は改修する耐震改修工事等を行う経費の一部を補助 ○一般耐震改修工事・・・耐震改修工事費用の4/5(上限額100万円) ○簡易耐震改修工事・・・耐震改修工事費用の4/5(上限額60万円) ○部分耐震改修工事・・・耐震改修工事費用の4/5(上限額60万円) ○現地建替工事・・・建替工事費用の4/5(上限額100万円)	(以下の要件をすべて備えていること) 1 昭和56年5月31日以前に建築された住宅 2 所有者等が自ら居住する住宅 3 耐震診断の結果、耐震基準に満たないと判断された住宅 4 市税を滞納していないこと 5 補助金の交付決定年度内に、耐震改修工事が完了すること 6 現地建替にあつては、須賀川市地域防災計画において指定する避難所又は避難場所の最も近い敷地出入口からの距離が半径1km以内の道路に面した敷地で、建替後の住宅が省エネ基準を満たすこと
須賀川市	建設部 建築住宅課 指導企画係 (0248-88-9151)	ブロック塀等撤去補助金	https://www.city.sukagawa.fukushima.jp/kurashi/hikkoshi_sumai/1002435/1012093.html	耐震化	補助金	ブロック塀等撤去工事費用の2/3(上限12万円)	(以下の要件をすべて備えていること) 1 道に面し、地震により倒壊のおそれのあるもの 2 個人所有のものであること 3 須賀川市地域防災計画において指定する避難所又は避難場所の最も近い敷地出入口からの距離が半径1km以内であること (対象者) 1 補助対象ブロック塀等が敷地内に存する土地若しくは建築物の所有者又はその相続人 2 市税を滞納していないこと 3 須賀川市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない方
須賀川市	建設部 建築住宅課 指導企画係 (0248-88-9151)	不良空家等解体補助金		空き家	補助金	そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある空き家を自ら解体・撤去する場合に、工事費の一部を補助。 (補助金の額) 工事費の1/2(50万円限度)	(対象者) 次のすべての要件を満たす方 ・当該空家の所有者又はその相続人 ・市税を滞納していない方 ・須賀川市暴力団排除条例に規定する「暴力団員等」でない方 (対象となる建物) 次の要件をすべて満たすもの ・須賀川市内に存し、昭和56年5月31日以前に着工された、1年以上使用されていない不良空家等(不良空家等の判定は、立入調査後、市の関係部署で構成する判定委員会を経て決定) ・専用住宅又は併用住宅のうち住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2以上のもの(附属屋、工作物等を含む) ・個人が所有するもの ・当補助金の交付を受けたことがないもの ・須賀川市木造住宅耐震改修助成事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないもの。

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
須賀川市	建設部 建築住宅課 指導企画係 (0248-88-9151)	空家リフォーム補助金	https://www.city.sukagawa.fukushima.jp/kurashi/hikkoshi_sumai/1002444/1009061.html	空き家	補助金	須賀川市空家バンクに登録された物件の改修費用の一部を補助。 (対象経費) ・内外装、水回り(台所、トイレ、浴室、洗面所等)の改修費用(補助額) ・改修に要する費用の1/2(上限50万円) ※登録物件の所在地が長沼地区又は岩瀬地区の場合は上限100万円	(対象者) ・須賀川市空家バンクに登録された物件の購入者又は借主で、補助金の交付決定後3年以上、須賀川市に住民登録し当該物件を居住の用に供する方 ・市税を滞納していない方 ・須賀川市暴力団排除条例に規定する「暴力団員等」でない方 (対象改修工事) ・市内に事業所を有する業者又は対象者自らが行う工事 ・他の補助金と重複しない部分の工事 ・過去に当該補助金の交付を受けていない工事
須賀川市	建設部 建築住宅課 指導企画係 (0248-88-9151)	空家バンク登録促進補助金	https://www.city.sukagawa.fukushima.jp/kurashi/hikkoshi_sumai/1002444/1009062.html	空き家	補助金	須賀川市空家バンクに登録するために必要となる手続きに要する経費の一部を補助。 (対象経費) ・登記等の手続費用 ・不要な家財等の処分費用 ・クリーニング費用 ・敷地内の除草・庭木の剪定費用(補助額) ・上記費用の1/2(上限20万円) ※補助対象空家等の所在地が長沼地区又は岩瀬地区の場合は上限40万円	(対象者) ・須賀川市空家バンクに登録を希望する空家の所有者 ・市税を滞納していない方 ・須賀川市暴力団排除条例に規定する「暴力団員等」でない方 (対象となる空家) ・市内に存し、かつ、建築年数が20年以上経過している空家等 ・須賀川市空家バンクに2年間登録できる空家等 ・過去に当該補助金の交付を受けていない空家等
須賀川市	市民福祉部 長寿福祉課 介護保険係 (0248-88-8117)	高齢者介護予防住宅改修費支給事業	https://www.city.sukagawa.fukushima.jp/kenko/koureisya_fukushi/1012742/1012723/index.html	バリアフリー化	補助金	高齢者の自立生活を継続するための住宅改修に対し、18万円を上限として改修費の9割を助成する。 ○手すりの取付け ○段差の解消 ○滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ○引き戸等への扉の取替え ○洋式便器等への便器の取替え ○その他上記に付帯して必要となる住宅の改修工事	(対象要件) 1 市民税非課税世帯の60歳以上の高齢者である方 2 要介護認定結果が非該当となった方、または非該当相当の方で、かつ転倒などの危険性があり住宅の改修が必要と認められた方
須賀川市	市民福祉部 長寿福祉課 介護保険係 (0248-88-8117)	介護保険住宅改修費支給事業	https://www.city.sukagawa.fukushima.jp/kenko/kaigonet/kaigohoken_service/1008013.html	バリアフリー化	補助金	市内に居住する要介護認定・要支援認定を受けている被保険者が、住宅環境改善を行う場合1住宅につき1回20万円(支給上限額18万円、利用者負担1割から3割)を限度に助成する。 ○手すりの取付け ○段差の解消 ○滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ○引き戸等への扉の取替え ○洋式便器等への便器の取替え ○その他上記に付帯して必要となる住宅の改修工事	(支給要件) ・要介護又は要支援認定を受けている。 ・介護保険被保険者証に記載されている住所地の改修である。 ・被保険者本人が在宅である(入院、入所、外泊は不可)。 ・厚生労働大臣が認める住宅改修の種類である。 ・住宅改修の着工前に事前申請して、市に承認されている。
須賀川市	上下水道部 下水道施設課 管理係 (0248-88-9159)	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	https://www.sukagawa-jyogesuidojigyo.jp/user/subsidy/grant/	環境対策	補助金	○新築等 5人槽 166,000円 6~7人槽 207,000円 8~10人槽 274,000円 など ※既存の建物の一部または全部を残される場合も対象となり、令和9年度まで、公共下水道整備予定区域と農業集落排水処理区域以外の区域内は補助金額が上乘せされます。	(対象区域) 須賀川市の公共下水道整備事業認可区域や農業集落排水事業整備区域および事業採択区域を除く市内全域 (対象者) 一般住宅に合併処理浄化槽を設置する市民 (要件) し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽であって、BOD除去率が90%以上、かつ放流水の水質がBOD20mg/リットル以下まで処理する機能を有し、その他定められた基準に適合するもの
須賀川市	上下水道部 下水道施設課 管理係 (0248-88-9159)	合併処理浄化槽維持管理費補助金	https://www.sukagawa-jyogesuidojigyo.jp/user/subsidy/	環境対策	補助金	年12,000円 初回の補助金交付年度から10年間、最大10回補助します。 ※初回の申請は令和9年度(2027年度)まで	(対象区域) 公共下水道供用開始区域、下水道整備が完了し公共樹が設置されていない区域及び農業集落排水処理区域を除く市内全域 (対象者) 一般住宅に設置されている合併処理浄化槽(10人槽以下)を適正に維持管理している市民

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
須賀川市	上下水道部 経営課 料金サービ係 (0248-88-9158)	下水道水洗便所改造資金融資 あっせん	https://www.sukagawa-jyogesuido.jgyo.jp/user/subsidy/intermediary/	環境対策	補助金	市内の金融機関から工事資金を借入した場合、その借入金に対して発生する利子を市が負担する。 融資のあっせん限度額は60万円以内 ※返済額は毎月1万円以上とし、借りた月の翌月から48ヶ月以内の元金均等分割により返済していただきます。	(要件) 1 下水道の供用開始日から、3年以内に改造工事を行うこと 2 下水道受益者負担金、市税等の滞納がないこと 3 市内に居住し、上記2の要件を満たす連帯保証人を有すること
須賀川市	経済環境部 環境課 環境保係 (0248-88-9130)	住宅用再生可能エネルギー等システム設置補助事業	https://www.city.sukagawa.fukushima.jp/kurashi/gomi_recycle/1011871/1011903.html	省エネルギー化	補助金	○住宅用太陽光発電システム：1kw2万円（上限4kw8万円） ○ホームエネルギーマネジメントシステム：一律1万円 ○家庭用定置型蓄電池：1kw1万円（上限4kw4万円） ○地中熱利用システム：1kw2万円（上限5kw10万円） ○電気自動車充電設備（V2H）システム：購入及び設置工事に要する経費以内の額で、上限10万円	(以下の要件をすべて備えていること) 1 須賀川市内に自らが所有し居住する住宅に、新たに須賀川市住宅用再生可能エネルギー等システム設置補助金交付要綱別表に定めるシステムを設置した個人の方 2 次のいずれかに該当する方 a 既存の住宅にシステムを設置した方 b 新築時にシステムを設置した方 3 令和6年度に補助対象システムを設置した方 (※令和5年度に設置し、申請が間に合わなかった方も対象) 4 市税等を滞納していない方
須賀川市	教育委員会事務局 こども課 子育て支援係 (0248-88-8114)	結婚新生活支援事業	https://www.city.sukagawa.fukushima.jp/kurashi/kekkon/1002472.html	住宅新築・取得	補助金	須賀川市で新婚生活を送る世帯に令和6年4月1日以降に支払われた住居費や引越費用を補助 1 婚姻日時点の年齢が夫婦ともに29歳以下の世帯 上限60万円 2 1以外の世帯 上限30万円 (注：いずれの世帯も1回限りの支給)	(対象者) 令和6年1月1日以降に婚姻届を提出し、受理された夫婦で、次の条件すべてを満たす夫婦 1 申請時において夫婦の双方が市内に住民登録していること 2 婚姻時の夫婦の年齢がいずれも39歳以下であること 3 夫婦の合算した所得(令和6年5月までに申請の場合は令和5年度(令和4年中)、令和6年6月以降に申請の場合は令和6年度(令和5年中)の所得)が500万円未満であること 注：貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、当該貸与型奨学金の年間返済額を夫婦の合算した所得額から控除した額で判定します。 4 市税等の滞納がないこと 5 他の公的制度による家賃補助などを受けていないこと 6 過去にこの制度による補助金の交付を受けていないこと
田村市	保健福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係 (0247-82-1115)	高齢者住宅改修助成事業	https://www.city.tamura.lg.jp/shiki/15/kourei-juutaku-kaisyuu Josei.html	バリアフリー化	補助金	住宅改修 工事費用の9/10 限度額18万円	介護保険の要支援・要介護認定者でない方 年齢：65歳以上 所得：児童手当所得制限限度額に同じ 同一住宅で一回限り利用可能
田村市	保健福祉部 高齢福祉課 介護保険係 (0247-82-1115)	居宅介護(介護予防)住宅改修費支給事業		バリアフリー化	補助金	住宅改修 限度額20万円(うち1～3割自己負担)	要介護(支援)認定者
田村市	保健福祉部 社会福祉課 障害福祉係 (0247-81-2273)	田村市重度身体障害者住宅改修給付事業	https://www.city.tamura.lg.jp/site/shogai-manual/chikatsu-01.html	バリアフリー化	補助金	○日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障害者が段差解消など住環境の改善を行う場合の住宅改修工事費に対する補助 ○改修工事費×9/10＝補助金(限度額18万円) ○原則1回	【対象者】 下肢、体幹機能障害又は幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する学齢児以上の身体障害者であって障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者) 【給付要件】 給付対象者が現に居住する住宅について行われるもの(借家の場合は家主の承諾を必要とする。)であり、かつ、身体の状況、住宅の状況等を勘案し給付 【改修工事の範囲】 手すりの取付け、段差解消、滑り防止及び移動円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替えなど

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
田村市	保健福祉部 社会福祉課 障害福祉係 (0247-81-2273)	田村市重度身体障害児住宅改修 給付事業	https://www.city.tamura.lg.jp/site/shogai-manual/chikatsu-01.html	バリアフリー化	補助金	○日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障害児が段差解消など住環境の改善を行う場合の住宅改修工事費に対する補助 ○改修工事費×9/10＝補助金（限度額18万円） ○原則1回	【対象者】 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する学齢児以上の身体障害児であって障害等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者） 【給付要件】 給付対象者が現に居住する住宅について行われるもの（借家の場合は家主の承諾を必要とする。）であり、かつ、身体の状態、住宅の状況等を動案し給付 【改修工事の範囲】 手すりの取付け、段差解消、滑り防止及び移動円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替えなど
田村市	総務部 企画調整課 地域振興係 (0247-61-7615)	田村市転入子育て世帯住宅取得 補助金	https://www.city.tamura.lg.jp/shiki/1/souseikurashi.html	住宅新築・取得	補助金	市内に転入し5年以上住み続けるため新築住宅を新たに工事請負契約により取得した子育て世帯（住宅取得日において15歳以下の子とその親、又は妊婦がいる世帯）へ補助金を交付する。 取得額1,000万円以上の物件に対し100万円。（福島県の「来て ふくしま 住宅取得支援事業」に該当する場合は80万円加算。）	①市内に定住するため住宅を取得した子育て世帯又は、転入後3年以内に住宅を取得した子育て世帯。 ②転入する直前に連続して3年以上市外に在住していた世帯。 ③市内で住宅取得を行うこと。 ④取得した住宅が、関係法令に反していないこと。 ⑤不動産登記法第59条第4号に掲げる所有権の権利者の氏名が世帯員のいずれかであること。 ⑥取得住宅に住所を有し、居住の実態があること。 ⑦市税の滞納がないこと。 ⑧生活保護法の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。 ⑨世帯員のいずれもが暴力団員でないこと。 ⑩世帯員のいずれもが以前にこの補助金又は田村市子育て世代住宅支援補助金の交付を受けていないこと。 ⑪住宅取得日から起算して1年以内に申請書を提出すること。
田村市	総務部 企画調整課 地域振興係 (0247-61-7615)	田村市住宅環境整備子ども応援 事業補助金	https://www.city.tamura.lg.jp/shiki/1/souseikurashi.html	同居対応	補助金	子どもの住環境の整備に要する住宅改修を実施した世帯の15歳以下の子どもを持つ子育て世帯へ補助金を交付する。 住宅改修費が150万円以上の改修に対し子ども1人あたり10万円。	空き家改修の場合、次の①、②、⑤～⑩。 実家改修の場合、次の③～⑩。 ①申請書提出日において、市外から定住する0歳から15歳の子どもを持つ世帯。 ②田村市空き家・空き地情報バンクに登録されている空き家を購入または賃借した者。 ③申請書提出日において、市内在住で実家（子育て世帯の二親等内の直系尊属が住む家）の改修に伴い転居する0歳から15歳の子どもを持つ世帯。 ④市内在住者で、実家以外に居住している者が実家を改修し2世代以上で同居する者。 ⑤住宅の改修費用が150万円以上であること。 ⑥市税等の滞納がないこと。 ⑦生活保護法による保護を受けていない世帯であること。 ⑧世帯の全員が、暴力団員でないこと。 ⑨世帯の全員が過去に、この事業の補助金の交付を受けたものがないこと。 ⑩補助対象者が自ら定住する目的で取得または改修を行う事業であって、この補助金の交付決定を受けた日の属する年度から翌年度までに完了する事業であること。

地方公共 団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
田村市	総務部 企画調整課 地域振興係 (0247-61-7615)	田村市空き家改修支援事業補助 金	https://www.city.tamura.lg.jp/so-shiki/1/souseikurashi.html	空き家	補助金	<p>移住者が自ら居住するために行う空き家（田村市空き家・空き地情報バンクに登録されている空き家）の改修に補助金を交付する。</p> <p>空き家の改修に要する経費の30万円を超える経費2分の1以内の額とし、1件あたり100万円を上限とする。</p>	<p>(1) 対象者に関する要件</p> <p>ア 補助事業者等が自ら居住するため、平成28年4月1日以降に購入又は賃借した空き家であること。ただし、県外移住者については、令和5年3月31日までに購入又は賃借した空き家に限る。</p> <p>イ 空き家の前所有者（賃借の場合は空き家の所有者）が、補助事業者等の3親等内の親族でないこと。</p> <p>ウ 空き家の改修は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度と同一の年度に完了すること。</p> <p>エ 補助事業者等は、補助金の実績報告を行う日までに、対象住宅に住民票を異動すること。</p> <p>オ 空き家を賃借する場合は、改修の実施について、補助金の交付申請の前に所有者の承諾を得るとともに、必要な契約等を締結すること。</p> <p>カ 改修を行った住宅を、この補助金を交付した日から5年以上継続して居住すること。</p> <p>キ 生活保護法による保護を受けていない世帯であること。</p> <p>ク 世帯の全員が、暴力団員でないこと。</p> <p>ケ 世帯の全員に市町村税等の滞納がないこと。</p> <p>コ 世帯の全員が過去に、この要綱による補助金の交付を受けた者がいないこと。</p> <p>(2) 対象工事に関する要件</p> <p>ア 第7条の交付決定を受けた後に対象工事等の契約・着工・着手をするものであり、かつ、原則として、交付申請年度の2月15日までにしゅん工・完了するものであること。</p> <p>イ 住宅の用に供する部分は、居室のほか、生活に必要な水廻り（台所、浴室、トイレ）を備えていること。</p> <p>ウ 対象工事等を行う空き家が建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の関係法令に違反していないこと。</p>
田村市	総務部 企画調整課 地域振興係 (0247-61-7615)	田村市空き家改修支援事業補助 金（県外移住者）	https://www.city.tamura.lg.jp/so-shiki/1/souseikurashi.html	空き家	補助金	<p>移住者が自ら居住するために行う空き家（田村市空き家・空き地情報バンクに登録されている空き家）の改修に補助金を交付する。</p> <p>空き家の改修に要する経費の30万円を超える経費2分の1以内の額とし、1件あたり250万円を上限とする。</p>	<p>(1) 対象者に関する要件</p> <p>ア 平成23年3月11日時点で12市町村に居住していた者（住民票があった者）以外の者とする。</p> <p>イ 補助事業者等が自ら居住するため、令和5年4月1日以降に購入又は賃借した空き家であること。</p> <p>ウ 空き家の前所有者（賃借の場合は空き家の所有者）が、補助事業者等の3親等内の親族でないこと。</p> <p>エ 空き家の改修は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度と同一の年度に完了すること。</p> <p>オ 補助事業者等は、補助金の実績報告を行う日までに、対象住宅に住民票を異動すること。</p> <p>カ 空き家を賃借する場合は、改修の実施について、補助金の交付申請の前に所有者の承諾を得るとともに、必要な契約等を締結すること。</p> <p>キ 改修を行った住宅に、この補助金を交付した日から5年以上継続して居住すること。</p> <p>ク 生活保護法による保護を受けていない世帯であること。</p> <p>ケ 世帯の全員が、暴力団員でないこと。</p> <p>コ 世帯の全員に市町村税等の滞納がないこと。</p> <p>サ 世帯の全員が過去に、この要綱による補助金の交付を受けた者がいないこと。</p> <p>(2) 対象工事に関する要件</p> <p>ア 第7条の交付決定を受けた後に対象工事等の契約・着工・着手をするものであり、かつ、原則として、交付申請年度の2月15日までにしゅん工・完了するものであること。</p> <p>イ 住宅の用に供する部分は、居室のほか、生活に必要な水回り（台所、浴室及びトイレ）を備えていること。</p> <p>ウ 対象工事等を行う空き家が建築基準法その他の関係法令に違反していないこと。</p>

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
田村市	総務部 企画調整課 企画調整係 (0247-61-7615)	田村市住宅用新エネルギー設備等設置費補助金	http://www.city.tamura.lg.jp/sos/hiki/1/energysenryaku.html	省エネルギー化	補助金	新エネルギー利用機器(太陽光発電システム、太陽熱利用システム)を導入するものに補助金を交付する。 1. 太陽光発電システム 1kW:2万円。上限4kW:8万円。 2. 太陽熱利用システム 設置に要する経費の10分の1。上限8万円。	①導入する新エネルギー利用機器は、太陽光発電システムまたは太陽熱利用システムの機器で、未使用の物であること。 ②自ら居住する若しくは居住しようとする市内の住宅又は住宅に隣接する車庫、倉庫、庭等に機器を設置する者。 ③世帯の全員が市税等を滞納していない者。 ④以前に同一の種類の機器に対する市の補助金、交付金その他これに類するものの交付を受けていない者。 ⑤申請年度又は前年度に電力事業者と電力需給契約を締結した者。(太陽光発電システムに限る。) ⑥住宅等に設置された機器により発電された電気を、需給地点となる住宅において消費する者(太陽光発電システムに限る。) ⑦補助金の交付は、機器の種類ごとに、1世帯につき1回限りとする。
田村市	上下水道局 上下水道課 施設係 (0247-82-1527)	田村市合併浄化槽設置整備事業		環境対策	補助金	浄化槽の設置に要する費用の一部を補助する。 ①:設置補助()内は新築の場合 ～5人槽:332,000(166,000)円 ～7人槽:414,000(207,000)円 ～50人槽:548,000(274,000)円 ②撤去補助(改造の場合のみ) 汲便槽 30,000円 単独浄化槽 45,000円 ③宅内配管工事費用補助(単独浄化槽から合併浄化槽への転換が対象) 宅内配管工事 300,000円	公共下水道整備事業認可区域を除く市内全域で専用住宅などに浄化槽を設置する方に補助金を交付する。
田村市	上下水道局 上下水道課 施設係 (0247-82-1527)	飲用井戸等整備事業補助金		その他	補助金	上水道給水区域以外の区域に居住する方が、安定的に飲用水を確保するために整備する、深井戸ボーリング工事費に対し補助を行う。 ①1戸又は2戸で共同利用する井戸については、補助対象経費の10分の1以内で上限は20万円 ②3戸以上で井戸等を共同利用する場合 次に掲げる額の合計とする。 (1)補助対象経費のうち給水管工事費(屋内配管工事費を除く。)及び貯水タンク設置工事費を除いた経費の10分の1以内の額。ただし、40万円を限度とする。 (2)補助対象経費のうち給水管工事費(屋内配管工事費を除く。)及び貯水タンク設置工事費に係る経費の2分の1以内の額。ただし、20万円を限度とする。 ※事業期間は、令和11年3月31日まで	・給水区域外(上水道配水管の整備が困難な給水区域を含む)であること。 ・住居の用に供する建物(別荘、集会施設、事業は対象外) ・実施しようとする工事に、他の補助金や補償等を受けていないこと。
田村市	建設部 都市計画課 建築住宅係 (0247-82-1114)	田村市木造住宅耐震診断者派遣事業		耐震化	その他	木造住宅の耐震診断者派遣 個人負担:8,000円	①所有者自ら居住する住宅 ②工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた住宅 ③在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建以下の住宅 ④過去に田村市事業による耐震診断等を受けていない住宅
田村市	建設部 都市計画課 建築住宅係 (0247-82-1114)	田村市木造住宅耐震改修支援事業		耐震化	補助金	耐震改修工事 ①一般耐震改修工事:工事に要する費用の2分の1以内かつ1,000,000円以内の額 ②簡易耐震改修工事:工事に要する費用の2分の1以内かつ600,000円以内の額 ③部分耐震改修工事:工事に要する費用の2分の1以内かつ600,000円以内の額	①所有者自ら居住する専用又は併用住宅 ②工事の着手が昭和56年5月31日以前で在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建以下の既存不適格住宅 ③耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たさないもの ④建築基準法令に違反していないもの ⑤補助金の交付決定年度内に耐震改修工事が完了するもの ⑥この要綱による補助金の交付を受けたことがないもの

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
田村市	建設部 都市計画課 建築住宅係 (0247-82-1114)	田村市建築物吹付けアスベスト等含有調査補助事業		環境対策	補助金	吹付アスベスト等含有調査に係る経費。 1棟につき限度額25万円。	昭和31年から平成元年までに施工された民間建築物で、吹付アスベスト等が施工されているおそれのある次に該当するもの ①延べ面積が1,000㎡以上のもの ②昭和31年から平成元年までに建築された以下の用途が含まれる300㎡以上のもの ・集会場その他の建築基準法別表第一(イ)欄1項に掲げる用途 ・ホテルまたは旅館 ・飲食店、物販店舗その他の建築基準法別表第一(イ)欄(四)項に掲げる用途
鏡石町	都市建設課 (0248-62-2116)	鏡石町木造住宅耐震改修助成制度	https://www.town.kagamiishi.fukushima.jp/	耐震化	その他	・昭和56年5月31日以前に建築された住宅の所有者で、耐震診断により耐震基準に適合していないと診断された住宅の所有者 ・地震による木造住宅の倒壊等の被害を防止する 一般耐震改修工事補助対象経費の額の1/2以内(100万円以下) 簡易耐震改修工事補助対象経費の額の1/2以内(60万円以下) 部分耐震改修工事補助対象経費の額の1/2以内(60万円以下)	・所有者が自ら居住している昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての専用住宅又は併用住宅(住宅の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上であるものに限る。) ・在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法により建築された地上階数が3以下のもの ・耐震診断により耐震基準に適合していないと診断されたもの ・建築基準法(昭和25年法律第201号)第9条第1項又は第10項の規定による命令の対象にならないもの
鏡石町	企画財政課 (0248-62-2117)	来て「かがみいし」移住定住促進事業	http://www.town.kagamiishi.fukushima.jp/	住宅新築・取得	補助金	町外から移住・定住する若者世帯、子育て世帯等の住宅取得に要した経費の一部に対して補助金を交付する。 ①新築住宅取得に要した経費 *最大50万円(基本額20万円・加算額30万円) ②中古住宅取得に要した経費 *最大40万円(基本額10万円・加算額30万円) ③2親等以内の親族が居住中の物件で増改築後に同居する転入世帯 *最大30万円(基本額10万円・加算額20万円)	①世帯主が40歳未満の婚姻世帯、又は中学生以下の子供がいる子育て世帯、同じく父子・母子世帯 ②町外から転入した若者世帯(転入日から住宅に入居した日までの期間が1年未満かつ転入日前3年において町内に住所を有していなかった世帯) ③鏡石町に住居登録され、補助住宅に5年以上居住すること ④新築・中古住宅等は、居住用部分面積が55㎡以上であること ⑤平成31年4月1日以降の住宅取得に係る契約であること ⑥住宅の所有権保存登記、所有権移転登記完了日から起算して6ヶ月以内の補助金申請 ⑦世帯全員に町税等の滞納がないこと
鏡石町	企画財政課 (0248-62-2117)	空き家対策事業	http://www.town.kagamiishi.fukushima.jp/	空き家	補助金	空き家の有効活用及び移住定住につなげるため空き家に定住する方が行う改修工事及び空き家に残された家財道具当の処分費用の一部助成する。 【空き家改修費】 ①家屋につき最大40万円(基本額20万円・加算額20万円)※補助対象経費の2分の1 【家財道具処分費】 ①家屋につき最大5万円※補助対象経費の2分の1	①空き家定住者(5年以上居住すること) ②町内会に加入し、地域活性化の推進に協力する方 ③町税等に滞納がない方 ④鏡石町空き家バンク登録物件であること ⑤売買契約又は賃貸契約が締結された物件 ⑥年度内に改修及び実績報告が完了すること ⑦居住部分に係る改修工事であること ⑧居住部分の家財道具の処分であること
鏡石町	企画財政課 (0248-62-2117)	空き家改修等支援事業	http://www.town.kagamiishi.fukushima.jp/	空き家	補助金	空き家の有効活用及び移住定住を促進するため、条件を満たしている方が行う、空き家の改修、空き家の除却(建替え前提)、空き家の状況調査にかかる費用の一部を助成する。 (1) 空き家の改修等 ①空き家の改修費 最大150万円 ②空き家の解体費 最大30万円 ※加算有 最大30万 (2) 空き家の除却 最大80万円 (3) 空き家の状況調査 最大4万円 ○補助対象経費の2分の1	(1) 空き家の改修等 移住者、二地域居住者、子育て世帯、新婚世帯、避難者、被災者、既空き家居住者 (2) 空き家の除却 移住者、子育て世帯、新婚世帯、被災者、避難者 (3) 空き家の状況調査 所有者、相続予定者、購入予定者、賃貸予定者
鏡石町	上下水道課 (0248-62-2119)	鏡石町水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給	http://www.town.kagamiishi.fukushima.jp/	環境対策	利子補給	融資あっせん額改造工事 1戸につき50万円(集合住宅にあっては200万円以下)	・公共下水道処理区域及び農業集落排水施設の処理区域における建築物の所有者または改造工事において当該所有者の同意を得た占有者であること。 ・町税及び下水道事業受益者負担金の滞納がないこと。 ・町内に居住し、前述の要件を備える連帯保証人一人を有する者

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
鏡石町	上下水道課 (0248-62-2119)	鏡石町合併浄化槽設置整備事業補助金	http://www.town.kagamiishi.fukushima.jp/	環境対策	補助金	○本体費補助 ・5人槽332,000円、7人槽414,000円、10人槽548,000円 ただし家屋を新築及び更地建て替えに関しては半額となる。 ○撤去費補助 ・くみ取便槽の撤去30,000円 ・合併処理浄化槽設置に伴い単独処理浄化槽を撤去する場合及び撤去跡地に合併処理浄化槽が設置できない場合であって同一敷地内に合併処理浄化槽を設置する場合60,000円	・必ず着工前に補助要件を確認し補助申請をして、町の補助金交付決定を受けること。
鏡石町	福祉こども課 (0248-62-2210)	鏡石町高齢者住宅改修助成事業	http://www.town.kagamiishi.fukushima.jp/	バリアフリー化	補助金	高齢者が自宅における転倒等により、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に定める要介護及び要支援状態（以下「要介護状態」という。）とならないよう住宅改修を実施する者へ改修資金を助成することにより要介護状態に陥ることを予防し、併せて、自立した在宅生活の継続を図る。 ・住宅改修工事の10分の9以内、18万円を限度。	助成対象者は、65歳以上の高齢者（要介護状態の者を除く。）で、その親族、本人及び同一世帯に属する者で、その生計中心者の所得限度額が児童手当法（昭和46年法律第73号）第5条における児童手当所得制限限度額以下の者で、かつ町長が助成を必要と認めたもの。
天栄村	健康福祉課 福祉係 (0248-82-2115)	天栄村高齢者住宅改修助成事業		バリアフリー化	補助金	住宅を改修した際、費用の10分9以内で、18万円を上限に支給する。	次の全ての要件を満たす者 ①村内に居住する65歳以上の高齢者等で介護保険の要介護認定に該当していない者 ②世帯の生計中心者の前年所得が、児童手当法に規定する所得制限限度額以下の者
天栄村	産業課 商工観光係 (0248-82-2117)	天栄村住宅用太陽光発電システム設置費補助金		省エネルギー化	補助金	1KW当たり3万円（上限4KW/12万円）予算の範囲内で先着順	天栄村に自ら居住しているか又は居住しようとする住宅に対象システムを設置する個人で、次のいずれかに該当する者 ①既存の住宅に対象システムを設置する者 ②住宅新築時に対象システムを設置する者 ③太陽電池の最大出力が10KW未満の太陽光発電システム ④電力会社と受給契約をしていること ⑤税等の滞納をしていない者
天栄村	建設課 管理係 (0248-82-2110)	天栄村合併処理浄化槽設置整備事業		環境対策	補助金	本体費補助 5人槽 177,000円 7人槽 220,000円 (ただし、家屋を新築及び更地建て替えに関しては補助率が変わる。)	①農業集落排水区域外で合併浄化槽を設置しようとする者 ②天栄村に住所を有し、浄化槽を断続的に使用する者
天栄村	建設課 管理係 (0248-82-2110)	天栄村木造住宅耐震診断者派遣事業	http://www.vill.tenei.fukushima.jp/soshiki/5/tai-shinshindan01.html	耐震化	その他	耐震診断を希望する住宅の所有者に対し、耐震診断者を派遣し、耐震診断および耐震改修計画を作成 個人負担 8,000円	昭和56年5月31日以前に建築された一戸建て住宅他
天栄村	建設課 管理係 (0248-82-2110)	天栄村木造住宅耐震改修促進事業	http://www.vill.tenei.fukushima.jp/soshiki/5/tai-shinkaishuyuu01.html	耐震化	補助金	耐震改修工事を行う木造住宅の所有者に対し、その経費の一部を助成するための補助金を交付 ①一般耐震改修工事・・・ 耐震改修工事費用の50%（上限100万円） ②簡易耐震改修工事・・・ 耐震改修工事費用の50%（上限60万円） ③部分耐震改修工事・・・ 耐震改修工事費用の50%（上限60万円）	昭和56年5月31日以前に建築された一戸建て住宅。 耐震診断の結果、耐震基準に満たないと判断されたもの 他
天栄村	建設課 管理係 (0248-82-2110)	天栄村空き家改修事業等補助金	http://www.vill.tenei.fukushima.jp/site/iju/iju-akiyabank2019.html	空き家	補助金	改修工事：費用の2分の1以内、または150万円のうちいずれか少ない額。村外業者施工の場合は5分の3以内。 家財処分：費用の2分の1以内、または15万円のうちいずれか少ない額。	(1) 空き家バンク登録者又は利用登録者であること (2) 3親等以内の親族間での売買もしくは賃貸または無償での使用ではないこと (3) 交付要綱および空き家バンク実施要綱に規定する事項を遵守すること (4) 各種税金等滞納のないこと (5) 地域活性化の推進に協力する意思を有していること

※詳細については、各担当課の窓口にご問い合わせください。(一覧表の支援区分については参考としてご覧ください。)

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
天栄村	企画政策課 企画調整係 (0248-82-2333)	天栄村新生活・住まいづくり応援助成事業	https://www.vill.tenei.fukushima.jp/site/iju/shinseikatu-sumaiduriouen.html	住宅新築・取得	補助金	<p>天栄村に転入する若者世帯の住宅取得に対し、その経費の一部を助成するための補助金を交付する。助成金額は対象経費の2分の1以内又は建物要件と区分によって算出した額のいずれか低い方とする。</p> <p>①新規住宅取得に要した経費 基本額50万円 【加算額】 転入者50万円、2.3世代同居・近居20万円、子育て世代中学生以下1人につき10万円(上限30万円)、村内業者で建築又は増改築20万円</p> <p>②中古住宅に要した経費 基本額20万円 【加算額】 転入者50万円、2.3世代同居・近居20万円、子育て世代中学生以下1人につき10万円(上限30万円)、村内業者で建築又は増改築20万円</p> <p>③2親等以内の親族が居住中の物件で、増改築後に同居する転入世帯 最大10万円 【加算額】 転入者10万円、2.3世代同居・近居10万円、子育て世代中学生以下1人につき10万円(上限30万円)、村内業者で建築又は増改築10万円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯主(世帯主の配偶者)が40歳未満の婚姻世帯、又は世帯主(世帯主の配偶者)が50歳未満で中学生以下の子供がいる世帯、同じく父子・母子世帯 ・村外から転入した若者世帯(世帯員すべてが転入の日の前日まで2年以上継続して村外に居住していた世帯) ・天栄村の住民基本台帳に登録がされ、かつ自ら所有する住宅(本助成金の対象住宅)に引き続き5年以上居住すること(5年未満の場合は返還措置があります。) ・新築・中古住宅等は、玄関、居住室、台所、便所、浴室を備える独立した一戸建て住宅で、居住用部分の面積が55㎡以上であること ・住宅の工事請負契約締結日または売買契約締結日から起算して60日を経過する日までに必要書類を添えて、事前申し込みをすること ・その他「天栄村新生活・住まいづくり応援助成金交付要綱」に適合すること
天栄村	企画政策課 企画調整係 (0248-82-2333)	天栄村若者定住住まい確保応援助成金交付要綱	https://www.vill.tenei.fukushima.jp/site/iju/wakamonoteijyu.html	住宅新築・取得	補助金	<p>親世代と同居している後継ぎ以外の子世帯が独立し、村内に新たに住居を取得し定住する場合に、取得費用の一部を補助する。助成金額は対象経費以内又は建物要件と区分によって算出した額のいずれか低い方とする。</p> <p>①新規住宅取得に要した経費 基本額100万円 【加算額】 子育て世代中学生以下1人につき10万円(上限30万円)、村内業者で建築又は増改築20万円</p> <p>②中古住宅の取得に要した経費 基本額70万円 【加算額】 子育て世代中学生以下1人につき10万円(上限30万円)、村内業者で建築又は増改築20万円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯主が40歳未満であること。 ・村内で新たに住居を取得し、自ら所有する住宅(本助成金の対象住宅)に、5年以上継続して定住すること。 ・独立前の住居に親世帯と同居する兄弟姉妹など、後継ぎ又は後継ぎとなる子世帯があり、当該世帯が5年間以上居住する見込みであること。 ・村の住民基本台帳に直近で2年以上登録されており、居住していること ・新築・中古住宅等は、玄関、居住室、台所、便所、浴室を備える独立した一戸建て住宅で、居住用部分の面積が55㎡以上であること。 ・住宅の工事請負契約締結日又は売買契約締結日から起算して、60日を経過する日までに必要書類を添えて、事前申し込みをすること ・村税等の滞納がないこと ・その他「天栄村若者定住住まい確保応援助成金交付要綱」に適合すること
石川町	保健福祉課 高齢福祉係 (0247-26-9124)	石川町高齢者福祉住宅改修事業		バリアフリー化	補助金	<p>高齢者の自立した在宅生活の継続を支援するために、自己の住宅の改修を行う事業費の一部を補助する。</p> <p>◇住宅改修：対象経費の9/10(限度額9万円)</p>	<p>◇対象者…次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・60歳以上の高齢者 ・本人及び世帯全員が前年度の市町村民税が非課税世帯 <p>◇対象住宅</p> <p>対象者が自己の居住の用に供する住宅</p> <p>◇改修工事の種類…次の工事及びその付帯工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取り付け ・段差の解消 ・滑り防止及び移動円滑化を目的とした床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
石川町	防災環境課 環境対策係 (0247-26-9122)	石川町地球にやさしいまちづくり事業	https://www.town.ishikawa.fukushima.jp/admin/ishikawa/info/005906.html	省エネルギー化	補助金	地球温暖化対策や自然環境の保全、資源のリサイクル等に有効な機器の設置や購入経費の一部を補助する。 ◇補助対象設備・補助金額 ・住宅用太陽光発電システム 補助金額：1kwにつき2万円(上限8万円) ・家庭用固定型リチウムイオン蓄電池システム 補助金額：蓄電池容量1kwhにつき2万円(上限130,000円) ・電気自動車充電設備(V2Hシステム) 補助金額：5万円(定額) ・家庭用電気自動車充電設備 補助金額：5万円(定額) ・空気熱ヒートポンプ給湯器設備(エコキュート) 補助金額：5万円(定額) ・生ごみ処理機(電動式・手動式) 補助金額：対象経費の1/2以内(上限額1万円) ・生ごみ処理容器 補助金額：対象経費の1/2以内(上限額5千円)	◇対象者…次に掲げる要件をすべて満たす者 ・町内に住所を有し居住している者又は居住しようとする者。 ・建物全ての所有者から同意がとれていること(建物が共有の場合は、同意書が必要) ・町税等に滞納がないこと。 ◇補助対象要件 主たる居住の用に供する住宅等に事業趣旨に資する機器を設置する経費とし、その総額が1万円以上の場合を対象とする。ただし、申請対象の住宅と同一の住宅で、過去10年以内に同種の補助金の交付を受けている場合は対象外。
石川町	防災環境課 環境対策係 (0247-26-9122)	石川町浄化槽設置整備事業補助金	https://www.town.ishikawa.fukushima.jp/admin/life/13.html	環境対策	補助金	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、補助の対象となる区域において浄化槽を設置する者に対し、経費の一部を補助する。 ◇補助対象経費・補助金額<いずれも上限額> ①設置費に対する補助 ・新築に伴う設置の場合 <<専用住宅、併用住宅の場合>> <<非住宅の場合>> 5人槽 21万円 11万円 6~7人槽 25万8千円 13万8千円 8~10人槽 34万5千円 18万2千円 11~20人槽 58万6千円 31万3千円 21~30人槽 92万2千円 49万円 31~50人槽 127万2千円 67万9千円 51人槽以上 127万2千円 67万9千円 ・転換に伴う設置の場合 <<専用住宅の場合>> <<併用住宅の場合>> 5人槽 36万円 - 6~7人槽 44万8千円 - 8~10人槽 59万4千円 - 11~20人槽 101万7千円 85万9千円 21~30人槽 159万5千円 119万5千円 31~50人槽 220万6千円 154万5千円 ②撤去費に対する補助〔転換に伴う、汲み取り便槽・単独浄化槽の撤去〕 汲み取り便槽の撤去 9万円 単独処理浄化槽の撤去 12万円 ③宅内配管工事費にかかる補助〔汲み取り便槽から転換により住宅内に配管を新たに設置する費用…30万円〕	◇対象者…補助対象区域において浄化槽を設置する者で、次のいずれにも該当しない者 ・建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条1項に基づく確認申請又は浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出を行わずに浄化槽を設置する者 ・販売目的で浄化槽付きの住宅を建築する者。ただし、当該住宅を購入し、かつ、当該浄化槽を維持管理しようとする者は対象となることができる。 ・住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者 ・浄化槽を継続的に使用しない者 ・無登録又は無届出の浄化槽工事業者の設置工事により浄化槽を設置した者 ・補助事業期間内に浄化槽の設置ができない者 ・町税を滞納している者
石川町	水道事業所 業務係 (0247-26-1502)	石川町飲用井戸等給水施設整備事業	https://www.town.ishikawa.fukushima.jp/admin/water/01/10.html	環境対策	補助金	町内の未給水区域等において、安全で安心できる飲用水の安定的な確保を図るために必要な飲用井戸等の給水施設を整備する場合、経費の一部を補助する。 ◇補助対象経費 住宅(店舗併用住宅を含む)に給水施設を整備するために必要な経費 例)井戸ボーリング工事費、取水管工事費、ポンプ設置工事費、浄水器設置工事費、水質検査費、その他必要経費 ◇補助金の額 工事費等が10万円以上の場合を対象とする。 ・補助対象額の2分の1以内の額とし、50万円を限度額とする。 ・共同利用の給水施設については、補助対象額の2分の1以内の額とし、1戸あたり50万円を限度額とする。	◇対象者及び対象区域 ・給水区域以外(未給水区域)の居住者(又は居住しようとする者)のうち、飲用水等の給水施設等を新設又は改修しようとする方。 ・給水区域内であって配水管の敷設が困難な区域に居住されている方。

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
石川町	都市建設課 都市整備係 (0247-26-9131)	石川町子育て世帯・若者世帯住宅取得支援事業	https://www.town.ishikawa.fukushima.jp/admin/city/01/12.html	住宅新築・取得	補助金	石川町内に住宅を取得する子育て世帯や若者世帯に対して、取得費用の一部を補助 ◇基本補助金…新築(建売含む)：70万円、中古：35万円 ◇加算補助金 ・購入土地加算(新築のみ)：20万円 ・町有分譲地購入加算(新築のみ)：購入土地1㎡あたり1万円 ・町内建設業者施工加算(新築のみ)：30万円 ・子ども同居加算：一人5万円(上限20万円) ・転入世帯加算：30万円 ・空き家バンク加算：20万円 ・ZEH住宅加算：20万円 ※県外からの転入者で「来てふくしま住宅取得支援事業」に該当する場合は、最大100万円の追加加算措置あり	◇新築住宅の工事請負契約日、建売住宅及び中古住宅の購入契約日において、子育て世帯(義務教育終了前の子を養育する世帯)又は若者世帯(夫婦のいずれかが40歳未満の婚姻世帯)であること ◇前号のいずれかの世帯が当該住宅の所有者であり定住する者であること ◇当該住宅に3年以上継続して定住すること ◇世帯全員に町税の滞納がないこと ◇世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと
石川町	都市建設課 都市整備係 (0247-26-9131)	石川町住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修費補助金	https://www.town.ishikawa.fukushima.jp/admin/city/01/14.html	空き家	補助金	住宅確保要配慮者(高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯、新婚世帯、移住者世帯)専用住宅として登録した賃貸住宅の所有者が、バリアフリー化や間取りの変更、ヒートショック対策等の改修工事費用の一部を補助する。 ◇補助額：対象工事費の2/3(上限200万円)	◇対象者：賃貸住宅の所有者 ◇対象物件：住宅確保要配慮者専用賃貸住宅として県の登録を受けた物件
石川町	都市建設課 都市整備係 (0247-26-9131)	石川町浸水地域住宅かさ上げ事業		住宅新築・取得	補助金	浸水想定区域内等に住宅、共同住宅、併用住宅(住宅部分が1/2以上)を新築または改修する場合において、一定の高さ以上の盛土又は基礎のかさ上げ工事費の一部を補助する。 ◇補助額 ・盛土(*)：20cmを超え30cm以下…20万円 以降10cmごとに10万円を加算(上限50万円) ・基礎かさ上げ(*)：45cmを超え60cm以下…10万円 以降10cmごとに10万円を加算(上限50万円) ・改築による基礎かさ上げ：事業費の1/2(上限100万円) (*)は併用可	◇対象者 ・盛土又は基礎のかさ上げを行い住宅を新築・改築する者 ・盛土を行い住宅を新築する者へ土地を貸与される者 ◇対象区域 ・石川町防災マップに河川浸水深が示されている区域 ・令和元年台風第19号災害のり災証明書により浸水が確認できる敷地
石川町	都市建設課 都市整備係 (0247-26-9131)	石川町木造住宅耐震診断者派遣事業		耐震化	その他	耐震診断を希望する戸建て住宅の所有者に対して耐震診断者(建築士等)を派遣し、耐震診断の実施又は耐震補強計画の策定を行う。 ◇自己負担額：1万円	◇対象者：次のすべてに該当する者 ・対象住宅の所有者又は賃借人 ・石川町の町税を滞納していない者 ◇対象住宅：次のすべてに該当する住宅 ・昭和56年5月31日以前に建築された住宅 ・在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法による木造3階建て以下の住宅 ・過去にこの要綱に基づく耐震診断等を受けていない住宅
石川町	都市建設課 都市整備係 (0247-26-9131)	石川町木造住宅耐震改修促進事業		耐震化	補助金	耐震診断の結果、耐震基準を満たさない戸建て住宅について、一定の耐震基準まで耐震性能を向上させる改修工事費の一部を補助する。(耐震性能の改修程度に応じて、一般改修・簡易改修・部分改修・現地建替に分類) ◇補助額…対象工事費の4/5以内 ※上限額：一般改修・現地建替…100万円 簡易改修・部分改修…60万円	◇対象者：次のすべてに該当する者 ・石川町木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱に基づく耐震診断を受けた者 ・対象住宅の所有者又は所有者と同一世帯に属する者 ・石川町の町税を滞納していない者 ・過去にこの要綱に基づく耐震診断等を受けていない者 ◇対象住宅：次のすべてに該当する住宅 ・自ら居住する専用又は併用住宅(住宅部分が1/2以上) ・昭和56年5月31日以前に建築された住宅 ・在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法による木造3階建て以下の既存不適格住宅 ・耐震診断の結果、耐震基準を満たないと判断された住宅

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
石川町	都市建設課 都市整備係 (0247-26-9131)	石川町老朽危険空き家等除却事業		空き家	補助金	老朽化が著しく利活用の見込みのない空き家を解体、除却する場合について、その費用の一部を補助する。 ◇補助額…解体、除却に要する経費の1/2 補助上限額は次のとおり。 ・不良度評点数50点以上100点未満…30万円 ・不良度評点数100点以上…50万円	◇補助対象物件 ・原則として所有権以外の権利が設定されていない建築物 ・国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権を有していない建築物 ・公共事業に伴う移転、建替えその他の補償の対象となっていない建築物 ・複数人の共有である場合に、除却について当該共有者全員の同意を得ている建築物 ◇補助対象者：所有者又は所有者の相続人関係者で、次のいずれにも該当しない者 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員 ・石川町の町税等の滞納者 ・法人 ・補助を受ける目的で対象物件を故意に破損させた者 ◇その他の要件 ・敷地内のすべての建築物を除却すること
石川町	都市建設課 都市整備係 (0247-26-9131)	石川町空き家家財整理事業		空き家	補助金	空き家の利活用を目的に、空家内の家財道具の整理処分を行う者に対して、当該処分費の一部を補助する。 ◇補助額…対象経費の1/2(上限額15万円)	◇対象経費 ・一般廃棄物収集運搬業者に依頼する際の収集運搬料金及び処分費用 ・特定家電のリサイクル料金 ◇対象者：次のすべての該当する者 ・当該空き家の利活用(売買又は賃貸借)を行うことができる者で、事業実施後、石川町空き家バンクへの登録確約する者 ・石川町の町税等を滞納していない者 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でない者 ・この要綱による補助金を受けたことがない者 ◇その他：敷地内のすべての家財道具類を処分すること
玉川村	地域整備課 (0247-57-4625)	玉川村高齢者にやさしい住まいづくり助成事業		バリアフリー化	補助金	高齢者が自宅における転倒等により要介護(要支援)状態に陥ることを予防するための改修補助(補助上限額:20万円) 1 手すりの取付け 2 段差の解消 3 すべり防止、床または通路面の材料の変更 4 引き戸への扉替え 5 洋式便器等への取替え 5 その他改修に付帯して必要となる改修	60歳以上の高齢者世帯(介護保険の対象者を除く)であってその生計中心者の所得額が児童手当法の児童手当における児童手当所得制限限度額以下の者
玉川村	地域整備課 (0247-57-4626)	玉川村特定空家等解体事業		空き家	補助金	特定空家法(法律による)の解体等に要する費用の2分の1の額(上限50万円)	1 玉川村が指定(認定)した特定空家等に該当する建物であること(一部除却は対象としない) 2 敷地を適正に管理する制約を要する
玉川村	産業振興課 (0247-57-4629)	玉川村住宅リフォーム支援事業		その他	補助金	補助対象工事に要する費用の20%に相当する額(上限20万円)	対象者 村内に居住している方で、持ち家住宅を増改築・リフォームする者 対象住宅 自ら居住する持ち家住宅 ※併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が建物全体の延べ面積の2分の1以上であること 対象工事 増改築・リフォームに要する費用が20万円以上であること 村内に事務所を置く建築業者等が施工するものであること

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
玉川村	企画政策課 (0247-57-4628)	玉川村移住定住促進補助事業 (移住者居住支援事業)	https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/guide/pla/n/001638.html	住宅新築・取得	補助金	移住人口の増加と活力あるまちづくりのため、玉川村で新築住宅を取得した方に補助金を交付 1 基本額 30万円 2 子育て加算 (15歳未満の子に限る) 第1子15万円 第2子20万円 第3子以降50万円 3 移住者加算 40万円	対象者 令和7年3月31日までの間に新築住宅を取得した者 要件 (以下1~6のすべてを満たしていること) 1 申請者が世帯責任者であり、かつ新規取得した住宅の所有者であること 2 申請者が移住者 (転入の日から住宅に入居した日までの期間が1年未満かつ転入の前3年において村内に住所を有していなかった者) であること 3 同居する世帯員全員が住宅の所在地に住民登録をすること 4 同居する世帯員全員に市町村税等の滞納がないこと 5 5年以上継続して当該住宅に居住する意思があること 6 過去に同一世帯及び同一区画でこの補助金を受けていないこと
玉川村	企画政策課 (0247-57-4628)	玉川村移住定住促進補助事業 (戸建て中古住宅取得補助事業)	https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/guide/pla/n/001638.html	住宅新築・取得	補助金	移住人口の増加と活力あるまちづくりのため、玉川村で中古住宅を取得した方に補助金を交付 1 基本額 20万円 2 子育て加算 (15歳未満の子に限る) 第1子15万円 第2子20万円 第3子以降50万円 3 移住者加算 40万円	対象者 令和7年3月31日までの間に中古住宅を取得した者 要件 (以下1~6のすべてを満たしていること) 1 申請者が世帯責任者であり、かつ新規取得した住宅の所有者であること 2 申請者が移住者 (転入の日から住宅に入居した日までの期間が1年未満かつ転入の前3年において村内に住所を有していなかった者) であること 3 同居する世帯員全員が住宅の所在地に住民登録をすること 4 同居する世帯員全員に市町村税等の滞納がないこと 5 5年以上継続して当該住宅に居住する意思があること 6 過去に同一世帯及び同一区画でこの補助金を受けていないこと
玉川村	企画政策課 (0247-57-4628)	玉川村移住定住促進補助事業 (若年層定住促進事業)	https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/guide/pla/n/001638.html	住宅新築・取得	補助金	移住人口の増加と活力あるまちづくりのため、玉川村で新築住宅を取得した方に補助金を交付 1 基本額 30万円 2 子育て加算 15万円 (15歳未満1名につき)	対象者 45歳未満で令和7年3月31日までの間に中古住宅を取得した者 要件 (以下1~5のすべてを満たしていること) 1 申請者が世帯責任者であり、かつ新規取得した住宅の所有者であること 2 同居する世帯員全員が住宅の所在地に住民登録をすること 3 同居する世帯員全員に市町村税等の滞納がないこと 4 5年以上継続して当該住宅に居住する意思があること 5 過去に同一世帯及び同一区画でこの補助金を受けていないこと
玉川村	企画政策課 (0247-57-4628)	玉川村子育て世帯応援転入費用補助事業	https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/guide/pla/n/000067.html	住宅新築・取得	補助金	子育て世帯の移住を促進するとともに、村内経済の活性化を図ることを目的として補助金を交付 ・引越し費用額の2分の1 (上限10万円)	対象者 1 転入世帯であり、転入の際に継続して1年以上本村以外の市区町村に住民登録されていた子育て世帯 (子育て世帯とは15歳未満の子がいる世帯及び申請日において申請者又は配偶者が妊娠している世帯) 2 本村に転入した日から起算して3カ月を経過していない世帯 3 3年以上継続して本村に定住する意思があること 4 引越し作業において引越し事業者と契約を締結していること 5 申請者及び同居世帯員全員が前住地の市区町村において滞納がないこと
玉川村	企画政策課 (0247-57-4628)	結婚新生活支援事業	https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/guide/pla/n/001959.html	住宅新築・取得	補助金	少子化対策の強化を目的に新規に結婚した世帯に対して、住居費及び引越し費用の一部に対して補助金を交付 ・補助対象経費の額 (上限30万円) ※夫婦ともに29歳以下の場合は上限60万円)	対象者要件 1 令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届を提出し、受理され法律上の婚姻関係にある 2 夫婦の前年の総所得額が500万円未満 3 補助を受けようとする年度の翌年度から1年以上継続して本村に定住する意思がある 4 婚姻の日において、夫婦双方が39歳以下 他 補助対象経費 1 婚姻を機に新たに村内に物件を購入又は賃貸に要した費用 (物件の購入費、賃料、敷金、礼金等) 2 引越し費用 (運賃等)

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
玉川村	企画政策課 (0247-57-4628)	玉川村空き家・空き地バンク利活用事業費補助事業	https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/guide/plan/000070.html	空き家	補助金	玉川村空き家・空き地バンク利活用促進を図ることを目的として補助金を交付 1 補助対象物件の所有者 上限5万円又は購入額の1/2 2 補助対象物件の購入者 上限10万円又は購入額の1/2	対象者 玉川村空き家・空地バンクを利用して、契約が成立した空き家・空地の所有者及び購入者 要件 1 空き地を購入し、その土地に住宅を新築し当該住宅に3年以上居住する意思のある者 2 空き家を購入し、当該物件に3年以上居住する意思がある者 3 空き家・空き地の所有者
玉川村	住民税務課 (0247-57-4624)	玉川村住宅用太陽光発電システム等導入促進事業補助金	https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/guide/resi/000094.html	省エネルギー化	補助金	地球温暖化対策の一環として環境の保全・負荷の低減、持続可能な社会づくりを推進するため、住宅へ太陽光発電システム等を設置された方に対して補助金を交付 1 太陽光発電システム（太陽光パネル、パワーコンディショナー等） 1万5千円/1kW（上限6万円、最大4kW分まで） 2 ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS） 5千円（定額） ※太陽光発電システムと同時導入の場合のみ 3 家庭用蓄電システム（蓄電池、電力変換装置など） 2万円/1kW（上限8万円、最大4kW分まで） ※卒FITなどに伴う蓄電システムのみ導入も対象	1 村内に住んでいる者 2 太陽光発電システム等を既存若しくは新築の住宅に設置された方、または、システムが設置された新築住宅（建売住宅）を購入された者 3 補助対象社及び同居する世帯員全員が村税等に未納がないこと
玉川村	地域整備課 (0247-57-4631)	玉川村合併処理浄化槽設置事業	https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/guide/region/000228.html	環境対策	補助金	生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を目的とし合併処理浄化槽の設置に対して補助金を交付 補助限度額 1 5人槽 332千円 2 7人槽 414千円 3 10人槽 548千円 当該設備を設置するため既存設備撤去に要する上乗せ補助 1 単独槽 45千円 2 汲取り便槽 30千円	玉川村農業集落排水事業実施区域外の地域において、合併処理浄化槽を設置する者
浅川町	建設水道課 上下水道係 (0247-36-1185)	浅川町排水設備設置工事助成	http://www.town.asakawa.fukushima.jp/water/suidou/000098.html	環境対策	補助金	【補助額】 使用開始より 1年以内に接続 3万円 1年を超え2年以内に接続 2万円 2年を超え3年以内に接続 1万円	【対象者】 (1) 供用開始区域の建築物の所有者または、排水設備設置工事について、当該建築物の所有者の同意を得た占有者 (2) 受益者負担金の滞納がないこと (3) 事業実施年度末までに町が設置した公共ますに接続し、かつ3年度以内に行う排水設備設置工事であること
浅川町	建設水道課 上下水道係 (0247-36-1185)	浅川町水洗便所等改造資金融資あっせん	http://www.town.asakawa.fukushima.jp/water/suidou/000098.html	環境対策	融資	改造工事費1件につき40万円が限度。 ただし、同一世帯で2件以上又はアパート等の工事は、80万円を限度。	【対象者】 (1) 下水道処理区域内の建築物の所有者又は、改造工事の同意を得た占有者 (2) 町税等の滞納がない者 (3) 供用開始から3年度以内に改造工事を行う者 (4) 町内に居住し連帯保証人2人を有する者 (5) 一定の収入を有し支払能力のある者
浅川町	建設水道課 建設係 (0247-36-1184)	浅川町合併処理浄化槽設置整備事業	http://www.town.asakawa.fukushima.jp/health/kankyou/000107.html	環境対策	補助金	【補助額】 5人槽 45万円 6～7人槽 52万円 8～50人槽 68万円 51人槽以上 68万円-県費補助分 単独浄化槽撤去 4万5千円 汲取り便槽撤去 3万円 宅内配管工事 30万円	【対象者】 町の定める地域内において、合併処理浄化槽設置国庫補助指針に適合する浄化槽及び合併処理浄化槽設置整備事業国庫補助金交付要綱に基づく浄化槽を設置する者

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
浅川町	建設水道課 建設係 (0247-36-1184)	浅川町生活環境改善サポート事業	http://www.town.asakawa.fukushima.jp/residence/jutaku/kenchiku/01739.html	バリアフリー化	補助金	【補助額】 住宅の修繕費用の50/100以内で、20万円を限度とし、いずれか少ない金額を交付	【対象者】 (1) 浅川町に住所があり1年以上居住している者 (2) 現に居住している住宅の工事を行う者 (3) 町内施工業者に工事を発注する者 (4) 公租公課等を滞納していない者 ※補助は1世帯につき1回限り 【対象工事】 (1) 汲取りトイレから水洗トイレへの改修工事 (2) 和式便器から洋式便器への取替え工事 (3) 下水道への接続工事 (4) 井戸水から上水道への工事 (5) 各室間の段差や玄関アプローチの段差を解消する工事 (6) 手摺及びスロープの設置及び改修工事 (7) 屋根、壁、床及び建具の修繕工事（外構工事等は対象外）
浅川町	建設水道課 建設係 (0247-36-1184)	浅川町木造住宅耐震診断者派遣事業	http://www.town.asakawa.fukushima.jp/residence/01561.html	耐震化	補助金	【負担額】 1万円	【対象住宅】 (1) 所有者が自ら居住する住宅 (2) 昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅 (3) 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 (4) 過去にこの事業による耐震診断を受けていない住宅
浅川町	建設水道課 建設係 (0247-36-1184)	浅川町木造住宅耐震改修促進事業	http://www.town.asakawa.fukushima.jp/residence/01779.html	耐震化	補助金	【補助額】 (1) 一般耐震改修工事 工事費の1/2（上限100万円） (2) 簡易耐震改修工事 工事費の1/2（上限60万円） (3) 部分耐震改修工事 工事費の1/2（上限60万円）	【対象住宅】 (1) 所有者が自ら居住する専用または併用住宅 (2) 昭和56年5月31日以前に着工した来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法により建築された地上階数が3以下のもの (3) 建築基準法に違反していないもの (4) 耐震診断等の結果、耐震基準を満たしていないもの (5) この要綱による補助金の交付を受けたことがないもの (6) 補助金の交付決定年度内に、耐震改修工事が完了するもの
浅川町	企画商工課 企画商工係 (0247-36-2815)	来て「あさかわ」住宅取得支援事業	http://www.town.asakawa.fukushima.jp/residence/jutaku/kenchiku/01290.html	住宅新築・取得	補助金	人口減少対策と地域活性化のため、町外から町内へ定住するために住宅を取得した方へ住宅取得費用の一部を補助。 【基本補助金】 県外からの移住…新築又は建売住宅 70万円 中古住宅 50万円 県内からの移住…新築又は建売住宅 50万円 中古住宅 30万円 【加算補助金】 (1) 若者世帯加算額 10万円 (2) 子育て世帯加算額 10万円～30万円 (3) 町内建設業者で建築又は増改築工事 10万円 (4) 県外移住者加算額 最大90万円	【補助対象者】 町内に定住する意思を持ち、かつ、補助対象住宅を取得する者で、次の各号のいずれかにも該当する者。 (1) 居住者全員が移住者であること (2) 移住者が住宅取得の契約者であり、当該住宅の持分が1/2以上であること (3) 事業完了年度の翌年度から5年以上継続して、補助対象住宅に定住すること (4) 定住する直前の住所がある市区町村の住民基本台帳に、契約日以前の期間が1年以上記録されていること。 (5) 世帯全員に町税等の滞納がないこと (6) 旧住所地の市区町村税についても滞納がないこと (7) 世帯全員が暴力団でないこと 【補助対象住宅要件】 (1) 契約締結日が令和3年4月1日以降であること (2) 建築基準法等の関係法令に適合していること (3) 原則として居住する住宅の延べ面積が「住生活基本計画（全国計画）」において定める一般型誘導居住面積水準（集合住宅の場合は都市居住型誘導居住面積水準以上）以上であること (4) S56.3.31以前の旧耐震基準で建築された中古住宅を取得する場合は、事業完了日までに耐震診断を完了すること (5) 併用住宅の場合は、住宅部分の床面積の合計が全体の1/2以上であること
浅川町	企画商工課 企画商工係 (0247-36-2815)	浅川町住宅用太陽光発電システム設置事業	http://www.town.asakawa.fukushima.jp/health/kankyou/001750.html	省エネルギー化	補助金	【補助額】 1キロワット当たり3万円に、対象システムを構成する太陽電池の最大出力（最大出力が4キロワットを超える対象システムについては、4キロワットとする）を乗じて得た額とし、12万円が限度	自らが居住し、また居住しようとする町内の住宅に対象システムを設置する個人で次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 対象システムを既存住宅または新築住宅に設置しようとする者 (2) 対象システムが設置された新築住宅（建売住宅）を購入する者 (3) その他町長が認める者

※詳細については、各担当課の窓口にご質問ください。（一覧表の支援区分については参考としてご覧ください。）

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
浅川町	保健福祉課 福祉係 (0247-36-4123)	浅川町高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	http://www.town.asakawa.fukushima.jp/welfare/kourei/seikatsu/000733.html	バリアフリー化	補助金	住宅改修工事費の100分の90。180,000円が限度額。	65歳以上の高齢者(介護保険の対象者を除く。)であって、その生計中心者の所得が児童手当法の児童手当における児童手当所得制限限度額以下の者。
古殿町	地域整備課 管理係 (0247-53-4615)	古殿町合併浄化槽設置整備事業補助金	https://www.town.furudono.fukushima.jp/kurashi/haisui-jyokasou/galtup-eisyorihojyoki/49	環境対策	補助金	合併処理浄化槽設置費への補助限度額 5人槽 : 532,000円 6~7人槽 : 614,000円 8~10人槽 : 748,000円 11~20人槽 : 1,139,000円 21~30人槽 : 1,672,000円 31~50人槽 : 2,237,000円 撤去費用 くみ取り槽 : 90,000円 単独槽 : 120,000円 町内業者加算 : 100,000円	農林業集落排水事業計画区域以外の地域において設置する者で、以下の項目のいずれにも該当しない者。 ①浄化槽法第5条第1項に基づく届出の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する者。 ②住宅を借りている者で、賃貸人の承諾を得られない者。 ③合併浄化槽を継続的に使用しない者。 ④浄化槽法第21条第1項の登録又は同法第25条もしくは第26条の届出をしていない浄化槽工事業者の設置工事により合併浄化槽を設置する者。 ⑤店舗等との併用住宅にあっては店舗部分の床面積が2分の1以上の住宅に合併浄化槽を設置する者。 ⑥販売目的で合併処理浄化槽を設置する者。 ⑦町税、国民健康保険税及び公共料金を完納していない者。
古殿町	地域整備課 管理係 (0247-53-4615)	古殿町木造住宅耐震診断者派遣事業		耐震化	その他	対象住宅を所有する者に対して、耐震診断者を派遣する。	次の要件をすべて満たす木造住宅 ①所有者が自ら居住する住宅 ②昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅 ③在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 ④要綱に基づく耐震診断を受けていない住宅
古殿町	地域整備課 管理係 (0247-53-4615)	古殿町木造住宅耐震改修助成事業		耐震化	補助金	耐震診断受診者に対する耐震改修費用への補助	次の要件をすべて満たす木造住宅 ①所有者が自ら居住する住宅 ②昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅 ③在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 ④耐震診断等をした結果、耐震基準を満たしていないもの ⑤要綱に基づく補助金の交付を受けていない住宅 ⑥補助金の交付決定年度内に耐震改修工事が完了するもの
古殿町	地域整備課 管理係 (0247-53-4615)	古殿町既存宅地防災工事等助成事業		防災対策	補助金	住宅の新築・改築等に際し必要となる擁壁設置工事費用への補助	次の項目のいずれにも該当しない者 ①県が行う急傾斜地崩壊事業等及びその他の公共事業により実施可能な区域 ②建築基準法第9条第1項の規定による命令及び宅地造成等規制法第14条第1項から第3項までの規定による監督処分を受けている土地 ③営利を目的とする不動産事業の用に供する土地 ④人為的な要因でその責任が明らかなもの ⑤同一の宅地とみなされる移転可能な用地がある ⑥福島県建築基準法施行条例第5条第1項に規定するがけの範囲内にある既存宅地に新築、建替え等により居住の用に供するものの保全のために行うものでないもの
古殿町	地域整備課 管理係 (0247-53-4615)	古殿町移住定住促進補助金	https://www.town.furudono.fukushima.jp/kurashi/jyutaku-tochikoutu/tyousannzaisiyouhojy/1917	住宅新築・取得	補助金	町外転入世帯の住宅取得費および住宅用地取得費への補助 新築最大 : 165万円 中古最大 : 105万円	対象者は町外転入世帯の世帯員であり、次に該当する者 ①子育て世帯又は若者世帯の世帯員であること ②対象住宅の所在地に住居登録していること ③当該住宅に10年以上継続して定住すること 対象住宅 ①新築および建売住宅 : 取得費用500万円以上 ②中古住宅 : 取得費用250万円以上 ただし、別荘、賃貸住宅の増築、贈与若しくは相続により取得した住宅を除く

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
古殿町	地域整備課 管理係 (0247-53-4615)	古殿町空き家改修等支援事業補助金		空き家	補助金	空き家の改修等への補助 ・補助額は千円未満切り捨て ・空き家の改修：2分の1の補助（最大75万円） ・清掃等：2分の1の補助（最大15万円） ・空家の除却等：2分の1の補助（最大40万円） ・状況調査：2分の1の補助（最大2万円）	【対象者】 ・移住者 ・子育て世帯 ・新婚世帯 ・避難者 ・被災者 ・既空き家居住者（交付申請の前年度の4月1日以降に購入又は賃借した空き家に居住している者） ・5年以上補助対象住宅に住むこと ・町税等の滞納がない者 【対象住宅】 ・補助対象者が自ら居住するため、購入又は賃借した空き家 ・解体費については、解体後1年以内に同一敷地内に補助対象者が自ら居住するための戸建住宅を建て5年以上定住すること
古殿町	総務課 企画推進係 (0247-53-4611)	古殿町太陽光発電システム設置費補助金		省エネルギー化	補助金	公称最大出力1キロワットあたり4万円 ・公称最大出力はキロワット単位、小数点以下第3位を四捨五入して得た数値 ・補助金額は千円未満切り捨て ・太陽光発電システム（上限16万円） ・蓄電池（上限20万円）	（以下の要件を全て満たすこと） ①町内に所在する住宅又は住宅として使用される予定の建物に機器を設置し居住するもの若しくは建売供給事業者から町内に所在する機器付き住宅を購入し居住するもの。ただし、設置する建物が補助の対象でない場合は所有者の設置承諾を受けているものに限る。 ②町税を完納している者。 ③電力事業者と電力供給契約を締結する者 ④機器設置に関して法令・条例等に違反していないこと
古殿町	産業振興課 林政係 (0247-53-4613)	ペレット・薪ストーブ設置費補助事業（木質バイオマス熱利用設備）	https://www.town.furudono.fukushima.jp/kurashi/jyuutaku-tochi-koutu/taiyoukouhatuden/11	省エネルギー化	補助金	設置費用の2分の1の補助 （1台あたりの補助金上限額5万円） ・補助金額は千円未満切り捨て	（以下の要件を全て満たすこと） ①町内に住所を有し、又は町内に定住する意思があり、住宅又は事業所に木質バイオマス熱利用設備を設置する個人又は団体若しくは法人 ②補助金の交付の対象者及びその者と生計を一にしている者が町税等の滞納をしていない者 ③ペレットストーブ及び薪ストーブであること
古殿町	産業振興課 林政係 (0247-53-4613)	古殿町木造住宅建築支援事業	https://www.town.furudono.fukushima.jp/kurashi/jyuutaku-tochi-koutu/tyousannzaisiyouhojy/12	住宅新築・取得	補助金	新築：50万円 増改築：30万円 ・建築主が町外から転入（UJターン）して3年以内に申請した場合、転入した人数に5万円を乗じた額を加算 ・町内の建築業者が施行した場合、10万円を加算	（以下の要件を満たすこと） ①町内に居住することを目的として住宅を新築等しようとする者 ②居宅専用の住宅または店舗または事務所等との併用住宅であること ③新築または増改築の延床面積が33平方メートル以上であること ④町産材使用が新築で10立方メートル、増築で5立方メートル以上であること
三春町	建設課 建築グループ (0247-62-2113)	みはるぐらし空き家改修等支援事業	https://www.town.miharu.fukushima.jp	空き家	補助金	1 空き家の改修等を行い移住又は定住する方及び空き家を除却後に住宅を新築し移住又は定住する方に対し、その経費の一部を補助する。 （1）空き家を改修する工事 対象費用の2分の1の額以内 上限は150万円 （2）空き家の改修に併せて実施する「めすクリーニング」等 対象費用の2分の1の額以内 上限は20万円 （3）空き家を除却する工事（除却後の住宅建築が条件となります） 町が算定した補助単価に空き家の床面積を乗じて得た額以内 ただし、実際の費用が補助単価を下回る場合はその額 上限は100万円 2 空き家の状況把握や市場価値を明確にするため、既存住宅の状況調査を行う方に対し、その経費の一部を補助する。 ・補助額 対象経費の2分の1以内（最大40千円） ・対象経費 状況調査及び調査報告書作成に要する費用	1 空き家の改修等及び除却事業 （1）三春町内の事業者が改修工事を行うものであること。 （2）三春町内の方は、自己所有の住宅に居住していないこと。 （3）定住、移住につながる事業であること。 （4）市町村民税等の滞納がないこと。 （5）改修又は除却後新築した住宅に5年以上居住する方。 （6）原則として、交付申請年度内に完了すること。 （7）建売住宅及び賃貸事業用の空き家ではないこと。 （8）建築基準法に適合する建築物であること。（改修後に適合となる建築物を含む。） 2 空き家の状況調査 （1）町内の空き家であること。 （2）原則として、交付申請年度内に完了すること。 （3）建売住宅及び賃貸事業用の空き家ではないこと。 （4）市町村民税等の滞納がないこと。

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
三春町	建設課 建築グループ (0247-62-2113)	三春町賃貸住宅建設促進事業奨励金	https://www.town.miharu.fukushima.jp	その他	補助金	町内に自己所有の土地を有し、賃貸住宅を建設する方に奨励金を交付する。 ▶間取に応じた奨励金 (1) 1戸当たり居間が1部屋(1Kなど)の間取りの場合、20万円/戸×戸数 (2) 1戸当たり居間が2部屋(1LDKなど)の間取りの場合、20万円/戸×戸数 (3) 1戸当たり居間が3部屋以上(2LDKなど)の間取り場合、30万円/戸×戸数 ▶固定資産税相当額の奨励金 上記の補助を受けた賃貸住宅に対する固定資産税相当額を最初の課税年度から10年間、奨励金として交付する。	(1) 市町村民税等の滞納がないこと。 (2) 令和5年2月末までに事業が完了するものであること。
三春町	建設課 建築グループ (0247-62-2113)	三春町定住促進住宅取得奨励金	https://www.town.miharu.fukushima.jp	住宅新築・取得	補助金	町内外にお住まいの方で、町内の建築業者を利用し、自己所有の住宅を新築した方に奨励金を交付する。 奨励金の額 ・基本額20万円(うち3万円分は商品券等) ・加算額 18歳以下の子供1人につき10万円 町外からの移住者 10万円 ただし基本額と加算額の合計限度額は40万円 ・その他、県外からの移住者には福島県の「来てふくしま住宅取得支援事業」に該当し、県の支援金が上乗せされる。	(1) 新築した住宅(増築、修繕は不可)であること。 (2) 建築基準法の規定による検査済証の発行年月日が、奨励金申請日の過去6か月以内であること。 (3) 自己の居住の用に供し、延べ床面積が55㎡以上の住宅であること。 (4) 居住の用に供する部分の請負工事代金が500万円以上の住宅であること。 (5) 事業完了後、5年以上交付対象住宅に居住すること。 (6) 市町村民税等の滞納がないこと。
三春町	建設課 建築グループ (0247-62-2113)	三春町木造住宅耐震診断者派遣事業	https://www.town.miharu.fukushima.jp	耐震化	その他	町内に存する旧耐震基準(昭和56年5月31日以前に工事着手)により建設された木造住宅の耐震診断を希望する場合、町が建築士等を派遣して耐震診断及び補強計画の作成を実施します。個人負担額8,000円 ※その他、耐震診断者派遣に要する費用は三春町が負担する。	次のすべてに該当する住宅 (1) 所有者(町税を滞納していないものに限る。)が自ら居住する住宅 (2) 昭和56年5月31日以前に工事着手された一戸建て住宅 (3) 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法による木造3階建て以下の住宅 (4) 過去にこの事業による耐震診断を受けたことがない住宅
三春町	建設課 建築グループ (0247-62-2113)	三春町耐震改修助成事業	https://www.town.miharu.fukushima.jp	耐震化	補助金	耐震改修工事を行う木造住宅の所有者に対し、その経費の一部を助成するため補助金を交付 ①一般耐震改修工事・・・耐震改修工事費用の5分の4以内(上限額100万円) ②簡易耐震改修工事・・・耐震改修工事費用の5分の4以内(上限額60万円) ③部分耐震改修工事・・・耐震改修工事費用の5分の4以内(上限額60万円) ④現地建替工事・・・耐震改修工事費用相当額の5分の4以内(上限額100万円)	次の全ての要件を満たすこと (1) 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅 (2) 所有者が自ら居住する住宅 (3) 耐震診断の結果、耐震基準に満たないと判断された住宅 (4) 個人所有の住宅 (5) 申込者が税金等を滞納していないこと。 (6) 避難路沿道に存するもの(現地建替工事に限る) (7) 省エネ基準に適合すること(現地建替工事に限る)
三春町	保健福祉課 介護保険グループ (0247-62-3166)	居宅介護(介護予防)住宅改修費支給事業	https://www.town.miharu.fukushima.jp	バリアフリー化	補助金	要介護(支援)認定者を対象に、住宅改修費用の一部支給を行います。限度額 工事費で20万円(うち1～3割自己負担)	要介護(支援)認定者
三春町	保健福祉課 福祉グループ (0247-62-3166)	日常生活用具給付事業(居宅生活動作補助用具)	https://www.town.miharu.fukushima.jp	バリアフリー化	補助金	移動を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものへ費用の一部支給を行います。限度額 対象工事費の20万円(うち1割自己負担、非課税世帯の場合は自己負担無し)	下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能(移動機能に限る)障がい3級以上の方。また特殊便器への取り替えをする場合は上肢機能障害2級以上の方。(学齢児以上に限る)
三春町	三春公営企業局 下水道グループ (0247-62-2500)	浄化槽市町村整備推進事業		環境対策	その他	【市町村設置型】(10人槽まで) 町が事業主体となり、浄化槽の設置と維持管理を行う。申請者(個人)は、浄化槽設置時に25万円の設置分担金を納付する。申請者は、浄化槽設置完了後使用料を毎月納付する。	・一般居住用住宅・併用住宅(居住部分が延べ面積の1/2以上) ・下水道及び農業集落排水が整備されていない区域に限る

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
三春町	企画政策課 企画政策グループ (0247-62-1122)	三春町結婚新生活支援事業	https://www.town.miharu.fukushima.jp	住宅新築・取得	補助金	庁内で結婚生活を始める新婚世帯に対し、住居費や引越し、リフォーム費用の一部を助成する。 〈上限額〉 ・夫婦ともに29歳以下の世帯 60万円 ・夫婦ともに39歳以下の世帯 30万円 〈対象経費〉 ・新規の住宅取得費用 ・住宅賃貸借費用（駐車場代は除く） ・引っ越し費用 ・住宅リフォーム費用（外構工事や家電設置は対象外）	・令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯 ・婚姻日における年齢が夫婦共に39歳以下であること ・直近の所得証明書に基づく夫婦の所得を合算した金額が500万円未満の世帯 ・対象となる住居が三春町内にあり、申請時に夫婦の双方または一方の住民票の住所がこの住宅の住所となっていること。 ・他の公的制度に基づく家賃補助等を受けていないこと ・過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと ・町税の滞納が無いこと
小野町	企画政策課 (0247-72-6939)	来ておのまち住宅取得支援事業	http://www.town.ono.fukushima.jp/soshiki/3/onokurashi.html	住宅新築・取得	補助金	町内に住宅を取得し、定住される方を対象に取得費の一部を補助する。 「移住者住宅取得支援補助事業」：新築住宅取得【基本額】30万円【加算】39歳以下 10万円、立地企業就業加算 10万円、町内業者利用 10万円、脱炭素・省エネルギー加算 10万円、子育て加算 商品券10万円 「移住者中古住宅取得補助事業」：中古住宅取得【基本額】15万円【加算】39歳以下 10万円、立地企業就業加算 10万円、子育て加算 商品券10万円 「若者住宅取得促進補助事業（39歳以下）」：新築住宅取得【基本額】30万円【加算】町内業者利用 10万円、脱炭素・省エネルギー加算金 10万円、子育て加算 商品券10万円 「若者中古住宅取得促進補助事業（39歳以下）」：中古住宅取得【基本額】15万円【加算】子育て加算 商品券10万円	1 令和6年4月1日以降に新規取得した住宅の所有者であること 2 補助対象者及び同居する世帯員が対象住宅の所在地に住民登録をしていること 3 補助対象者及び同居する世帯員に市町村税等の滞納がないこと 4 補助金交付後対象住宅に定住すること
小野町	企画政策課 (0247-72-6939)	再生エネルギー推進事業	http://www.town.ono.fukushima.jp/soshiki/3/seido-energy_1.html	省エネルギー化	補助金	太陽光発電システム 1kWh当たり20,000円（上限80,000円） 蓄電池設備 1kWh当たり20,000円（上限100,000円）	自らが居住し、または居住しようとする町内の住宅に対象機器（中古品は対象外）を設置するもの。（設置工事前申請の必要あり。）
小野町	健康福祉課 (0247-72-6934)	高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	http://www.town.ono.fukushima.jp/soshiki/6/zaitakufukusi.html	バリアフリー化	補助金	住宅改修費に要する費用の10分の9以内（上限180,000円）	改修を行う65歳以上の介護保険法第18条に定める介護給付の受給者を除く高齢者、その親族及び同一世帯に属する者で、その生計中心者の所得限度額が児童手当法第5条に児童手当所得限度以下の者
小野町	町民生活課 (0247-61-6941)	合併処理浄化槽整備推進事業	http://www.town.ono.fukushima.jp/soshiki/8/sityo-uson-joukasou.html	環境対策	補助金	【市町村設置型】（例）10人槽まで 申請者（個人）は、浄化槽設置時に25万円の設置分担当金を納付する（うち5万円を町が補助する。）。町は、事業主体となり、浄化槽の設置工事と維持管理業務を行う。申請者は、浄化槽完成後使用料を毎月納付する。 【個人設置型】（例）10人槽まで 設置補助金 5人槽 332,000円 7人槽 414,000円 10人槽 548,000円 維持管理は全て申請者が行う。	【市町村設置型】 一般居住用住宅・併用住宅（居住部分が1/2以上） 【個人設置型】 事業所・店舗等、事業を営むための建物（賃貸住宅を除く）
小野町	地域整備課	木造住宅耐震診断者派遣事業	http://www.town.ono.fukushima.jp/soshiki/8/zaitakufukusi.html	耐震化	補助金	町で福島県木造住宅耐震診断者名簿（県中地区）に登録された業者を派遣し、1戸当たり156,000円を上限に町が補助します。（156,000円を超えた費用については、申請者が診断終了後、この耐震診断者に直接支払うようになります。）	所有者が自ら居住する住宅。 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て建設 ※昭和56年6月1日以降に増築しているときは対象になりません。 在来軸組工法、伝統工法、枠組壁（ツーバイフォー）工法による木造3階建て以下の住宅 過去にこの事業による補助を受けてない住宅 町税など滞納がない者

※詳細については、各担当課の窓口に直接お問い合わせください。（一覧表の支援区分については参考としてご覧ください。）

地方公共 団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
小野町	地域整備課	小野町耐震改修促進事業		耐震化	補助金	耐震改修に要する費用の一部を補助 工事種別 補助額(最大) 補助割合 一般改修工事 1,000,000円 改修工事の4/5 簡易耐震改修工事 600,000円 " 部分耐震改修工事 600,000円 " 	所有者が自ら居住する住宅で、昭和56年5月31日以前に着工された小野町木造住宅耐震診断者派遣事業又は(一財)日本建築防災による耐震診断において耐震基準を満たさないと診断されたもの。